

投資事業評価調書(新規)

課室名	砂防課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	砂防課長 西川昌一 (釜谷正博)	内線	4459 (4467)
-----	-----	---------------------	---------------------	----	----------------

事業 種目	急傾斜地崩 壊対策事業	事業名	事業区間	総事業費	約 1.0 億円
		急傾斜地崩壊対策事 業 < 永楽町地区 >	神戸市 須磨区 永楽町		

所在地			着工予定年度	完成予定年度
神戸市 須磨区 永楽町			H13年度	H14年度

事業目的		事業内容
防災対策 急傾斜地崩壊危険箇所であり、斜面崩壊による危険性が高いため、防災対策工事を行い、地域住民の人命を保護する。		急傾斜地崩壊対策事業(防災工事) 特殊法枠工 L = 35m A = 600m ²

評価視点	
(1)必要性 安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険箇所である。 保全人家戸数30戸と多くまた、老人ホーム(和光園)がある。 斜面は平成11年6月の豪雨による崩壊が多数発生するなど、斜面は、はげ山になりつつあり大変危険な状態である。
快適性・ゆとり	<ul style="list-style-type: none"> 斜面は住宅地の山手に位置し、保全対象に災害弱者である老人ホームがあるなど、閑静な住宅地の貴重な自然空間となっている。 斜面対策工事により緑の創出・保全を図ることで生活環境の向上を目指す。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 斜面は平成11年に崩壊が発生し、更に崩壊の危険性があるため、住民、及び施設関係者の不安が大きく要望が強い。 阪神高速道路の法面工事と合わせ、一連斜面の防災対策を図る。
(2)有効性・効率性 有効性 効率性	<ul style="list-style-type: none"> 保全人家戸数が多くまた、老人ホームもあり事業効果が高い。 事業実施に向け、法指定や借地の同意を得ている。
(3)環境適合性	<ul style="list-style-type: none"> 法枠工を採用し、既存の立木を極力残す。 法枠内は種子吹き付けを行い緑化を図る。
(4)優先性	<ul style="list-style-type: none"> 保全人家が多く、老人ホームもあり、また急傾斜地集中地区でもある。 平成11年に崩壊が発生するなど斜面は危険な状態であり、早急な防災対策が必要である。 地元要望は強く、法指定や借地の同意も得ており、地元協力体制は高まっており、事業執行体制は整っている。
評価の結果	着手妥当 左の理由 審査の結果、事業着手が妥当と認められた。